品川区後期高齢者医療葬祭費の支給に関する要綱

制定　平成２０年４月　１日　区長決定
要綱第　５３号
改正　平成２１年３月３１日　部長決定
要綱第１２７号
改正　平成２２年４月　１日　　決定
要綱第　３７号
改正　平成２７年２月１９日　部長決定
要綱第　２９号

（目的）

第１条　この要綱は、品川区の後期高齢者医療被保険者（以下「被保険者」という。）が死亡した際に、当該被保険者の葬儀に係る費用の一部を支給することにより、葬祭費用の軽減を図ることを目的とする。

（被保険者）

第２条　この要綱における被保険者とは、品川区後期高齢者医療に関する条例（平成２０年品川区条例第１０号。）第４条に規定する被保険者をいう。

（支給対象者）

第３条　被保険者が死亡した場合において、当該被保険者の葬儀を行ったものに対し、葬祭費を支給する。

（支給の制限）

第４条　前条の規定にかかわらず、東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成１９年東京都後期高齢者医療広域連合条例第４４号）に規定する葬祭費のほか、他の法令によってこれに相当する給付を受けられる場合は対象外とする。

２　葬祭給付金の支給は、同一の死亡について１回とする。

（申請手続等）

第５条　葬祭費の支給を受けようとする者は、後期高齢者医療葬祭費支給申請書に次の各号に掲げる書類等を添付または提示し、区長に申請するものとする。

⑴　葬儀の確認ができるもの（会葬御礼はがき、葬儀社等の領収書、その他）
⑵　後期高齢者医療被保険者証
⑶　印鑑（朱肉を使うもの）
⑷　申請者の金融機関の口座の情報が分かるもの

２　区長は、前項の規定による申請を受けたときは、前２条に掲げる要件を確認し、葬祭費の支給の可否を決定するものとする。

（支給方法）

第６条　葬祭費の支給することが決定した申請者に対する葬祭費の支給は、金融機関への口座振込みの方法により支給することを原則とする。

（支給額）

第７条　区長は、支給する旨の決定をした者に対し、２０,０００円を支給するものとする。

（取消し等）

第８条　区長は、葬祭費の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該者に対して支給した葬祭費の返還を命ずることができる。

⑴　虚偽の申請をしたとき。

⑵　区長が特別の理由があると認めるとき。

（申請期限）

第９条　葬祭費の申請期限は、死亡した被保険者の葬儀を行った日の翌日から２年間とする。

（委任）

第１０条　この要綱の実施について必要な様式その他の事項は、別に健康推進部長が定める。

付　則

この要綱は、平成２０年４月１日から適用する。

付　則

この要綱は、平成２１年４月１日から適用する。

付　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２２年４月１日から適用する。

（経過措置）

２　平成２２年３月３１日までに死亡した者については、この要綱の適用の日前の品川区後期高齢者医療葬祭費の支給に関する要綱の規定に基づき、葬祭費を支給する。

付　則

この要綱は、平成２７年４月１日から適用する。